

茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、茅ヶ崎海岸中海岸地区（茅ヶ崎漁港～ヘッドランド）において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 侵食状況の把握について
- (2) 侵食対策について
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。

(会長)

第5条 協議会の会長は、日本大学近藤健雄教授とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年9月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月26日から施行する。

改定案

別表(茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会)

(順不同・敬称略)

所属団体名		氏名
会長	日本大学理工学部海洋建築工学科	近藤 健雄
委員	財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究室	宇多 高明
委員	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	廣崎 芳次
委員	茅ヶ崎自然連合協議会・茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	井川 洋介
委員	茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議	岩本 えり子
委員	海岸地区自治会連合会	岡本 一雄
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 恵一郎
委員	海岸地区自治会連合会 中海岸自治会	齊藤 三昭
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	鈴木 正
委員	茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	高澤 利弘
委員	茅ヶ崎マリンスポーツ連盟	建部 昌臣
委員	茅ヶ崎商工会議所	永田 輝樹
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	原田 幸徳
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎・茅ヶ崎市サーフィン業組合	伏見 康博
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	松田 勝義
委員	湘南レスキュー隊	三橋 雅道
委員	社団法人 茅ヶ崎青年会議所	山本 哲
委員	財団法人 かながわ海岸美化財団	石井 哲也
委員	茅ヶ崎市市民経済部	城田 誠
委員	神奈川県県土整備部	今井 雄二
委員	神奈川県藤沢土木事務所	内藤 有二

現 行

別表(茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会)

(順不同・敬称略)

所属団体名		氏名
会長	日本大学理工学部海洋建築工学科	近藤 健雄
委員	財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究室	宇多 高明
委員	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	廣崎 芳次
委員	海岸地区自治会連合会 中海岸自治会	阿諏訪 良二
委員	茅ヶ崎自然連合協議会・茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	井川 洋介
委員	茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議	岩本 えり子
委員	海岸地区自治会連合会	岡本 一雄
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 恵一郎
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	鈴木 正
委員	茅ヶ崎の浜辺づくり協議会	高澤 利弘
委員	茅ヶ崎マリンスポーツ連盟	建部 昌臣
委員	茅ヶ崎商工会議所	永田 輝樹
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	原田 幸徳
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎・茅ヶ崎市サーフィン業組合	伏見 康博
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	松田 勝義
委員	湘南レスキュー隊	三橋 雅道
委員	社団法人 茅ヶ崎青年会議所	山本 哲
委員	財団法人 かながわ海岸美化財団	石井 哲也
委員	茅ヶ崎市市民経済部	竹井 龍一郎
委員	神奈川県県土整備部	今井 雄二
委員	神奈川県藤沢土木事務所	内藤 有二

茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、20人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 協議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年4月2日から施行する。